

発議第 2 号

地域公共交通の充実発展を図り、利用者の交通権を保障するための意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 2 1 日提出

提出者	松伏町議会議員	平 野 千 穂
賛成者	松伏町議会議員	長谷川 真 也
賛成者	松伏町議会議員	高 野 祐 大

松伏町議会議長 増 田 等 様

## 地域公共交通の充実発展を図り、利用者の交通権を保障するための意見書

高齢化や若者の免許取得者の減少の中で、路線バスやコミュニティバス、デマンド交通など地域公共交通機関を充実してほしいという要求が、極めて高くなっている。

埼玉県内の市町村は、市民の要求や運動にこたえて、国の特別交付税や補助金を受けながら拡充の努力をしている。しかし、地域公共交通の活性化・再生を保障する国の予算は、2011年度導入時は305億円が計上されていたが、22年度は207億円に減らされている。

さらに、バス・タクシー運転手の不足が深刻化し、バス・タクシー料金の値上げのほか、路線バスの減便・廃止に加え、バス事業者のコミュニティバスからの撤退表明や相談が県内で大規模に広がっている。このままでは地域公共交通機関の崩壊を招き、地域のくらしを守ることができない。

交通政策基本法は、交通権を盛り込んでいないが、法制定時の答弁からは交通権の精神が盛り込まれたものだと解釈できる。憲法の主旨からも、交通権の保障は国と地方自治体の責務であると考え、地域公共交通の拡充のため下記の事項を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 一、国として運転手確保にあらゆる施策を講じること。バスやタクシー運転手の賃金引上げが実施されるよう指導援助すること。
- 一、地域公共交通維持確保改善事業をはじめ国の負担を大幅に拡充すること。
- 一、交通政策基本法は、国及び自治体の責務として財政の確立や労働環境の改善を明記し、交通権を保障するよう改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長	額 賀 福志郎 様
参議院議長	尾 辻 秀 久 様
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 様
総務大臣	松 本 剛 明 様
財務大臣	鈴 木 俊 一 様
国土交通大臣	斉 藤 鉄 夫 様